

JONA 定款（抜粋）

（名称）

第1条 この法人は特定非営利活動法人 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会という。英文名を JAPAN ORGANIC & NATURAL FOODS ASSOCIATION といい、略称を「JONA」（ジョナ）という。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会と表示する。

（目的）

第3条 この法人は、農林物資とその加工品の検査・認証とその表示の適正化に関する事業を行い、農林水産業及びその加工業等による環境汚染を抑止し、人々の生活環境及び自然生態系の維持向上に寄与することを目的とする。

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 正会員の受託事業者であり、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を支援するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 会員は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、当協会の理事長に提出するものとする
- 2 理事会は、前項の申し込みがあったとき、その者が第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員資格の喪失）

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 個人会員の死亡、若しくは破産、禁治産、失踪等の宣告を受けたとき。
- (2) 法人及び団体が、解散又は破産宣告を受けたとき。
- (3) 所定の会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 当協会より除名されたとき。

第10条 会員は、60日前に理事長が別に定める脱会届けを当協会に提出することにより、任意に退会することができる。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金及び会費その他の抛出金品は返還しない。

以上